中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績及び当該実績について自己点検評価を行った結果を明らかにする自己点検評価書	中期的な活動計画に係る期間における業務の実績及び当該実績について自己点検評価を行った結果を明らかにする自己点検評価書
一　中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績が法第四十二条第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第四十二条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について会議が自己点検評価を行った結果。なお、当該自己点検評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画に定めた目標ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の自己点検評価書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	一　中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績が法第四十二条第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が法第四十二条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について会議が自己点検評価を行った結果。なお、当該自己点検評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期的な活動計画に定めた目標ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の自己点検評価書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

3　会議は、前項に規定する自己点検評価書を日本学術会議評価委員会に提出したときは、速やかに、当該自己点検評価書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（財務諸表）

第七条　法第四十五条第一項の内閣府令で定める書類は、独立行政法人会計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいう。第十五条第三項において同じ。）に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに同基準に定める行政コスト計算書に相当する書類とする。

（事業報告書の作成）

第八条　法第四十五条第二項の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会議の目的及び業務内容
二　中期的な活動計画に定めた目標の概要
三　会議の理念並びに運営上の方針及び戦略
四　中期的な活動計画及び年度計画の概要
五　持続的に適正な活動を行うための源泉
六　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
七　業績の適正な評価に資する情報
八　業務の成果及び当該業務に要した資源
九　予算及び決算の概要
十　法第四十五条第一項に規定する財務諸表の要約
十一　財政状態及び運営状況
十二　内部統制の運用状況
十三　会議に関する基礎的な情報

（財務諸表等の閲覧期間）

第九条　法第四十五条第三項の内閣府令で定める期間は、五年とする。

（法第四十五条第三項の規定による公告に代えて公告を行うための電磁的方法）

第十条　法第四十五条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2　法第四十五条第四項第二号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものによる措置とする。